

中心静脈注射等に関する留意事項等

※中心静脈注射カテーテル挿入等 共通事項	療養病棟における中心静脈注射カテーテル挿入等
<p>(1) 長期の栄養管理を目的として、C Vカテーテル挿入を行う場合以下を、患者・家族に説明すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中心静脈注射用カテーテルによる療養の必要性 ● 管理の方法 ● 終了の際に要される身体の状態 等療養上必要な事項 <p>(2) 長期の栄養管理を目的として、C Vカテーテル挿入した患者を他の保険医療機関等に患者を紹介する場合、以下の項目を説明・情報提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中心静脈注射用カテーテルによる療養の必要性 ● 管理の方法 ● 終了の際に要される身体の状態 等療養上必要な事項について 患者又はその家族等への説明内容 	<p>C Vカテーテルに係る感染を防止する十分な体制として、以下の体制を整備している</p> <p>(1) C Vカテーテルに係る院内感染対策のための指針を策定していること。（経過措置令和2年9月30日）</p> <p>(2) 療養病棟に入院する個々の患者について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● C Vカテーテルに係る感染症の発生状況を継続的に把握 ● その結果を「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添1の2の別紙様式2の「医療区分・A D L区分等に係る評価票」の所定の欄に記載すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>別紙様式2の1枚目 「87 中心静脈カテーテル関連血流感染症 に対して治療を実施している状態」</p> </div>
<p>※末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入、中心静脈注射用埋込型カテーテル設置、腸瘻,虫垂瘻造設術、腹腔鏡下腸瘻,虫垂瘻造設術についても同様。</p>	<p>医療区分3「13. 中心静脈栄養実施している状態」 →※毎月末において、当該中心静脈を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること</p>